

紹介受診重点医療機関について

○ 趣旨

外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

○ 紹介受診重点医療機関の公表

外来機能報告制度により、外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、地域の協議の場（地域医療構想調整会議等）での協議を踏まえて紹介受診重点医療機関として都道府県が公表

○ 紹介受診重点医療機関の公表基準

医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）に関する基準
（AかつBを満たす）

A：初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 40\%$

B：再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 25\%$

※ 医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）について

①医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）

②高額等の医療機器・設備を必要とする外来

（例：外来化学療法加算や外来放射線治療加算等を算定）

③特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来等）

（例：診療情報提供料 I を算定した 30 日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来）

《参考とする基準》

上記を満たさない医療機関においては、紹介率・逆紹介率を参考とする。

紹介率： $n \geq 50\%$ 及び 逆紹介率： $n \geq 40\%$

○ 府内の公表状況（令和7年2月時点）

紹介受診重点医療機関 府内24病院

※ 令和7年度外来機能報告で新たに公表希望のある医療機関はなし